

千葉市災害時の物資供給に係る連絡会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉市災害時の物資供給に係る連絡会（以下「連絡会」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 連絡会は、千葉市地域防災計画及び千葉市災害時受援計画に基づいて、災害時の物資供給に係る関係課が、関係団体及びその他の団体からの応援を受け入れ、被災者に対して円滑に物資を供給する体制を整備することを目的とする。

(協議事項)

第3条 連絡会は、次に掲げる事項について、協議及び検討を行う。

- (1) 災害時の物資供給に係る関係課及び関係団体の連携に関すること。
- (2) 災害時の物資供給に係る訓練及び研修の実施に関すること。
- (3) その他、災害時の物資供給に関すること。

(組織)

第4条 連絡会は、次の関係課及び関係団体をもって組織する。

- (1) 関係課は、災害時において、物資調達、集積場所及び物資輸送等を所管する課並びに災害対策本部事務局を構成する課とし、次のとおりとする（カッコ内は主な所管事項）。
 - ア 総合政策局危機管理部危機管理課（災害対策本部事務局）
 - イ 総合政策局危機管理部防災対策課（災害対策本部事務局）
 - ウ 財政局資産経営部資産経営課（輸送拠点の管理・運営）
 - エ 財政局資産経営部管財課（緊急輸送の実施）
 - オ 市民局生活文化スポーツ部文化振興課（集積場所の管理・運営）
 - カ 市民局生活文化スポーツ部スポーツ振興課（集積場所の管理・運営）
 - キ 市民局生活文化スポーツ部男女共同参画課（集積場所の管理・運営）
 - ク 市民局生活文化スポーツ部消費生活センター（集積場所の管理・運営）
 - ケ 経済農政局経済部経済企画課（緊急生活必需物資及び食料品等の調達）
 - コ 都市局公園緑地部公園管理課（蘇我スポーツ公園施設管理者）
- (2) 関係団体は、災害時の物資供給に関して本市と災害時応援協定を締結している団体及び蘇我スポーツ公園の指定管理者とし、次のとおりとする。
 - ア 一般社団法人千葉県トラック協会
 - イ 赤帽首都圏軽自動車運送協同組合千葉県支部
 - ウ 千葉県倉庫協会
 - エ 日本通運株式会社千葉支店
 - オ ヤマト運輸株式会社千葉主管支店
 - カ 株式会社ジェイコム千葉 千葉セントラル局

- キ 一般社団法人 AZ-COM ネットワーク
- ク 福山通運株式会社千葉営業所
- ケ 蘇我スポーツ公園指定管理者（S S P U N I T E D）

（会議）

第5条 会議は、随時必要なときに開催する。

（連絡担当）

第6条 各構成員は、連絡担当部署及び連絡担当者を定め、連絡票（様式1）を用いて事務局に連絡するものとする。

- （1）事務局は、前項に定める連絡票をとりまとめ、各構成員に共有するものとする。
- （2）各構成員は、第1項に定める内容に変更が生じた場合は、速やかに事務局に報告するものとする。

（関係者の出席）

第7条 連絡会は、必要と認めるときは、関係課及び関係団体以外の者を会議に出席させることができる。

（事務局）

第8条 連絡会の事務局は、総合政策局危機管理部防災対策課に置く。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、連絡会の設置及び運営に関し必要な事項は、別に協議して定める。

附 則

この要綱は、平成28年5月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年9月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

千葉県災害時の物資供給に係る連絡会
事務局（総合政策局危機管理部防災対策課） 宛

災害時等における連絡担当部署及び連絡担当者連絡票

連絡担当部署及び連絡担当者について、以下の通り回答します。

組織名 連絡担当部署		
第1連絡担当者 (※1)	役職等	
	氏名	
	緊急連絡先 (TEL)	
第2連絡担当者 (予備) (※1)	役職等	
	氏名	
	緊急連絡先 (TEL)	
事務担当者 連絡先 (※2)	氏名	
	電話	
	F A X	
	メール	
備考		

※1 災害時の物資供給における連絡担当者を記載（1名以上）

※2 「千葉県災害時の物資供給に係る連絡会」の事務連絡等における連絡先